

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 事業報告

(記載上の注意)

- 1 この様式中に記載する金額、出資口数等は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 2 この様式中に記載する構成比率等は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。

年 月 日 作成
年 月 日 備付

住 所
農 林 中 央 金 庫
代表理事 氏 名

1 事業の概況

(1) 事業概況等

(記載上の注意)

金融経済環境、農林水産業情勢、農林中央金庫(以下この様式において「金庫」という。)のその事業年度における事業の経過及び成果(主要な業務区分別)、金庫が対処すべき課題、今後の事業方針の順序に従って、それぞれの事項を簡潔にまとめて記載すること。

(2) 業績の推移

(単位：億円)

	年度	年度	年度	年度
預 金				
農 林 債				
貸 出 金				
会 員 貸 出				
会員以外への貸出				
有 価 証 券				
国 債				
そ の 他				
商 品 有 価 証 券				
総 資 産				
経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)	百万円	百万円	百万円	百万円
当 年 度 純 利 益 (又は当年度純損失)	百万円	百万円	百万円	百万円

(記載上の注意)

- 1 「預金」、「農林債」、「貸出金」、「有価証券」、「商品有価証券」及び「総資産」は、年度末残高を記載すること。
- 2 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 3 必要に応じ、業績の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 4 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。)又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)を行うこと。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記すること。

(3) 事業年度終了後に生じた金庫の状況に関する重要な事実

2 金庫の現況

(1) 資本金の推移

(単位：百万円)

		前 年 度 末	当 年 度 末
資 本 金			
	普 通 出 資 金 (うち後配出資金)	()	()
	優 先 出 資 金		

(記載上の注意)

増資又は減資があった場合は、その概要を欄外に注記すること。

(2) 出資者数及び出資口数の状況(当年度末現在)

イ 普通出資(後配出資を除く。)

出資一口の金額 円

区 分	出 資 者 数	構 成 割 合(%)	出 資 口 数	構 成 割 合(%)
計		100		100

(記載上の注意)

農林中央金庫法第8条に掲げる団体ごとに区分して記載すること。

ロ 後配出資

出資一口の金額 円

区 分	出 資 者 数	構 成 割 合(%)	出 資 口 数	構 成 割 合(%)

計		100		100
---	--	-----	--	-----

(記載上の注意)

農林中央金庫法第8条に掲げる団体ごとに区分して記載すること。

(注) 「後配出資」とは、配当率が他の出資より低いことを条件として受け入れた普通出資をいう。

ハ 優先出資

出資一口の金額 円

区 分	出資者数	割合 (%)	出資口数	割合 (%)	発行(引受) 価額	割合 (%)
政府及び地方公共団体						
金 融 機 関						
金 融 商 品 取 引 業 者						
そ の 他 の 法 人						
外 国 法 人 等 (う ち 個 人)						
個 人 そ の 他						
計		100		100		100

(記載上の注意)

1 農林中央金庫法第8条に掲げる団体が優先出資を保有する場合は、それぞれの区分ごとに、欄外にその旨及び団体ごとの出資状況を注記すること。

2 「発行(引受)価額」欄は、発行時における発行(引受)価額を記載すること。

(3) 役員の状況

イ 役員の数

	前 年 度 末	当 年 度 末
理 事	人	人
経 営 管 理 委 員		
監 事 (う ち 非 常 勤)	()	()

ロ 役員の状況(当年度末現在)

役 名	氏 名	就任年月日	任期満了年月日	常勤・非常勤の別	担当部門又は主な職業
代 表 理 事 ・ 理 事 ・					

経営管理委員 ・					
監事 ・					

(記載上の注意)

- 1 農林中央金庫法第24条第3項に規定する者に該当する監事については、役名の前に○を付すこと。
- 2 当年度中に退任(解任を含む。)があった役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。

(4) 職員の状況

区 分		前 年 度 末	当 年 度 末
職員数	事 務 系	人	人
	庶 務 系		
	合 計		
平 均 年 齢		歳 月	歳 月
平 均 勤 続 年 数		年 月	年 月
平 均 年 間 給 与		千円	千円

(記載上の注意)

- 1 「職員数」は、アルバイト、パート及び被出向の職員を除き、出向者、休職者及び常勤嘱託を含めた在籍者数を記載すること。
- 2 「庶務系」欄には、守衛、用務員、運転手及び寄宿舍管理人等の職務に従事する職員数を記入し、それ以外の職員数は、「事務系」欄に記入すること。
- 3 「平均年間給与」欄には、賞与等を含めて記載すること。

(5) 店舗の状況

イ 店舗数

地 域 区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
	店(その他事務所等) ()	店(その他事務所等) ()
	()	()
国 内 店 計	()	()
海 外 店 計	()	()
合 計	()	()

(記載上の注意)

- 1 国内店は、適宜地域別等に区分して記載すること。
- 2 「その他事務所等」とは、農林中央金庫法施行規則第150条第1項第1号に規定する主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等並びに同項第21号の2に規定する主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等をいう。
- 3 金庫の職員が常駐する施設であって外国に所在するもの(事務所等(農林中央金庫法施行規則第62条第3項に規定する事務所等をいう。以下同じ。))を除く。)については、欄外に注記すること。
- 4 農林中央金庫法施行規則第150条第1項第1号に規定する臨時又は巡回型の施設、無人の設備その他農林水産大臣及び金融庁長官が定める施設又は設備については、記載を要しない。

ロ 当年度の店舗の開設・廃止状況

店 舗 名	開設・廃止年月日	所 在 地	備 考

(記載上の注意)

- 1 開設及び廃止に区分し、事業譲渡、合併等による場合は、その旨を「備考」欄に記載すること。
- 2 金庫の職員が常駐する施設であって外国に所在するもの(事務所等を除く。)については、欄外に注記すること。
- 3 農林中央金庫法施行規則第150条第1項第1号に規定する臨時又は巡回型の施設、無人の設備その他農林水産大臣及び金融庁長官が定める施設又は設備については、記載を要しない。

ハ 農林中央金庫代理業者数の推移

前 年 度 末	当 年 度 末

ニ 当年度新規農林中央金庫代理業者

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	主要な他業務

(記載上の注意)

当年度に新規に許可を受けた農林中央金庫代理業者について記載すること。

ホ 農林中央金庫代理業者が農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所数の推移

	前 年 度 末	当 年 度 末
合 計		

(記載上の注意)

適宜地域別に区分して記載すること。

へ 当年度の農林中央金庫代理業者が農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の
開始・終了状況

農林中央金庫 代理業者名	営業所又は事 業所名	開 始 ・ 終 了 年月日	所 在 地	備 考

(記載上の注意)

開始、終了に区分して記載すること。

(6) 重要な子会社等(当年度末現在)

会社名	所 在 地	主要業務 内容	設立年 月日	資本金	金庫議決 権比率	その他
				百万円	%	

(記載上の注意)

- 1 農林中央金庫法第24条第4項に規定する子会社並びに農林中央金庫法施行令第6条第2項に規定する子法人等(同法第24条第4項に規定する子会社を除く。)及び同令第6条第3項に規定する関連法人等のうち、重要なものについて記載すること。
 - 2 重要な企業結合の経過及び成果を注記すること。
 - 3 重要な業務提携の概況を付記すること。
- 3 業務の適正を確保する体制

(記載上の注意)

農林中央金庫の業務並びに農林中央金庫及びその子法人等から成る集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての理事会の決議があるときは、その決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要を記載すること。

4 その他

(記載上の注意)

その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。